

第1回下関市犯罪被害者支援条例（仮称）検討懇話会

議事録

日 時：令和6年6月18日（火）14時～15時30分

場 所：下関市商工業振興センター 3階 会議室

出席委員：6名

オブザーバー：小川人権・男女共同参画課主査

事務局：藤井市民部次長、田邊生活安全課長、植森生活安全課主幹、
奥野くらし安全係長、林生活安全課主任

議 題

- （1）座長及び座長職務代理の選任について
- （2）犯罪被害者等支援の現状と方向性について
- （3）下関市犯罪被害者等支援条例について

配布資料

- 資料1 犯罪被害者等支援の現状と方向性について
- 資料2 下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定スケジュール（予定）
- 資料3 下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）構成案
- 資料4 条例の施行にあたっての支援案
- 資料5 犯罪被害者等支援に関する条例の制定状況

参考資料1～7

議事要旨

- 1 開会、資料の確認
 - ・事務局より説明
- 2 委員の委嘱及び出席者の紹介
 - ・事務局より説明
 - ・各出席委員挨拶
- 3 挨拶（市民部次長）
 - ・藤井裕志市民部次長より挨拶

4 議 題

- | |
|----------------------|
| （1）座長及び座長職務代理の選任について |
|----------------------|

- ・委員の了承のもと事務局案を提示。「異議なし」により委員が座長に就任
- ・座長により委員を座長職務代理に指名
- ・座長、座長職務代理より挨拶

(2) 犯罪被害者等支援の現状と方向性について

- ・事務局より各資料に基づき説明（資料 1、2、参考資料 1～7）

(座長)

- ・議題に関して、各委員の皆様からの意見を聞かせてください。

(委員)

- ・職員に広く周知するという意味で、条例の中に支援の具体的内容を盛り込んでほしいです。
- ・未制定の自治体が参考にしたくなるような、全国的にも特徴のある支援内容が 1 つ 2 つあれば、被害者にとってありがたいです。

(委員)

- ・県内では、当初制定された犯罪被害者支援の条例・要綱を改正している自治体が見られますが、改正は支援内容の充実となっています。新たな条例、要綱には、できるだけ多くの支援メニューを盛り込み、どのような場合にも対応できる包括的な条例であるべきと思うので、順番が逆のようなイメージを持ちます。最初に何ができるかを定めるべきではないでしょうか。

(座長)

- ・順番が逆というのは、条例の項目を何となく決めて条例をつくり、そのあとに詳しくは要綱で定めるという順番ではなく、先に市民にどのようなメニューを提示できるかをイメージしたうえで、それを包括した条例をつくるということですね。

(委員)

- ・(参考資料 6 に関連し、最近の県内の情勢として、最新の刑法認知件数、重要犯罪認知件数、交通事故死亡者数情報の提示。)
- ・刑法犯と人身事故件数から考えると、県内では約 130 人に 1 人が何らかの犯罪や交通事故に巻き込まれていると言え、これは決して他人事ではありません。
- ・警察の支援としては、重要犯罪などの被害者の経済的負担の軽減（診断書料、精神医療に関する経費、死体検案料など計 268 件、また、精神的被害のケアとしては県警カウンセラーによるカウンセリングを 20 人、延べ 87 回実施）やホテルへの避難に対する支援を行っています。

(委員)

- ・精神的な被害などは一時的ではないので、継続的な支援ができるような条例にしなければならぬと思います。
- ・被害を受けた際に声を出して相談できる窓口がある体制づくりも必要であると思います。

(委員)

- ・声を表に出せないことがあると思います。支援に行き着く方とそうでない方が出ることがないよう、支援が行き渡るようになればと思います。

(3) 下関市犯罪被害者等支援条例について

- ・事務局より各資料に基づき説明（資料3～4、参考資料5）

(委員)

- ・公営住宅ではなく民営住宅を借りざるを得ない場合に家賃の半分を半年間支給するなど、新しい要素を取り入れてもらいたいです。
- ・見舞金の上限は全国的には30万円ですが、60万円のところもあります。全国の条例を参考にスタンダードではなく、他自治体とは違う特徴のある条例をつくってほしいと思います。

(座長)

- ・予算的な課題はありますが、条例の制定において下関市が後発組であれば、スタンダードを超えるような、他の自治体の参考になるようなものを目指すべきという点は同感です。

(委員)

- ・構成案の項目で示されていないものは今後骨子案も示されないのでしょうか。必要な項目があれば、今意見を言うべきということでしょうか。

(事務局：林)

- ・ご意見をお聞かせ願います。

(委員)

- ・下関市には市立大学があるので、大学との連携や教育活動の推進の項目があっても良いと思います。他に、日常生活の支援について、経済負担の軽減の項目の中に含まれているのかという点、参考資料5にある項目の中で下関市にないものがある点が気になりました。

(座長)

- ・日常生活支援にはどのようなものがあるのでしょうか。

(委員)

- ・日常生活支援には、食事の配給、家事手伝い、子どもの学校の送迎などがあります。

(委員)

- ・参考資料5(条項の数)を見ると、防府市が一番充実している条例のように思いますが。

(委員)

- ・防府市は支援金の支給について要綱ではなく条例で定めているため条項が多いですが、要綱の中身を見ると支援の内容は周南市の方が進んでいると思います。

(委員)

- ・条例ではなく、具体的には要綱に落とす意図だと思いますが、要綱でどの程度のものを考えているのか知りたいです。

(事務局：林)

- ・資料3において、条例の特徴として、総合的相談窓口の設置と死亡時見舞金及び重症病見舞金の支給を掲げており、経済的負担の軽減の箇所に見舞金を位置付けています。要綱で柔軟な対応をすることを考えているため、具体的な支援は要綱で定めることを検討しております。

(座長)

- ・条例に盛り込んだほうが良い項目と、要綱で具体的にしたほうが良い項目の区分の整理が必要と思いますが、委員にそのあたりをご説明いただけますでしょうか。

(委員)

- ・要綱より条例の方が広くアピールできます。条例を改正するには議会に諮る必要があるため事務的に時間がかかりますが、要綱は市役所の内部決裁で、柔軟に変えることができます。
- ・しっかりした支援策が下関市にあることを潜在的な犯罪被害者に訴えるためには、条例の中に支援内容を盛り込んだ方が良く、また、その方が市の職員にも徹底できると思います。

(事務局：藤井市民部次長)

- ・条例は議会の承認が必要で、年に4回の議会のタイミングや、また、改正の際はパブリックコメントが必要になるなど、時間を要する場合があります。新たな施策の立ち上げの時に支援を充実させることを考えた場合は、要綱の方が機動的に対応することができます。まず条例を定め、具体的な施策として実施する日常生活等支援のメニューは、要綱で充実させる方向で検討させていただきたいと思います。

(事務局：田邊生活安全課長)

- ・本条例はこの12月に議会に提案する予定としており、翌年4月の施行までの3か月間を周知期間としております。この期間に、条例の制定と支援策について、ホームページや様々な媒体

を使ってPRすることは可能だと考えております。

チラシの作成などにより、広く周知している自治体もあります。本市も周知に力を入れて条例と要綱の整備を進めて参ります。

(座長)

- ・犯罪被害者は心理的なダメージの中、一日一日の暮らしがとても大変ですから、そこに手を差し伸べるような細々な日常生活支援が大切であると思います。私も看護師、看護学の立場で、生活を支援するという事を常々学生に伝えていきます。日常生活支援の部分は条例に入れ込み、具体的なところは要綱で良いと思います。

(委員)

- ・犯罪の初動対応は警察です。犯罪被害や交通事故に遭った方には、犯罪被害者のしおりや手引きを渡し、今後の流れや支援の受け方など説明しています。個人情報の問題もありますが、そこは各関係機関の窓口同士の連携した対応を充実させることが重要と思います。
- ・年中無休の事件事故に対し、役所の休日対応は難しいと思いますが、例えば、交通事故で配偶者を亡くして明日から生活に困るという方に対して、ワンストップで何か対応できたら良いのではと考えております。

(座長)

- ・条例、要綱ができた時は市と警察がシームレスに連携できれば良いと思います。私は小児看護学を専門にしていますが、児童虐待等では心を痛めているところです。事案への対応の連携がうまくいかないことで最悪の事態に至るといったこともありますので、連携をお願いしたい。

(委員)

- ・本条例の支援メニューは、遺族見舞金と重傷病見舞金の2つのみの想定でしょうか。他自治体では性犯罪の見舞金や、精神療養の見舞金といったメニューもあります。要綱で柔軟に対応するのであれば、支援内容について、生活費や給食費などの色々な生活費や、裁判費用や弁護士費用などに助成金が出る柔軟な条例にしてほしいです。将来実施したい施策が条例を改正しなければできないということにならないようにしてほしいです。
- ・推進計画をつくるお考えはあるでしょうか。県内では、周南市と県が策定しています。計画的な支援として、実績を将来に生かす考えであれば、推進計画を条例に盛り込む必要があると思います。なお、計画のあり方は、推進計画として独立したものでなくても、福祉の計画や総合計画の中に組み込む方法などがあると思います。

(事務局：藤井部次長)

- ・現時点では推進計画の策定を予定しておりませんが、検討させていただきます。

(座長)

- ・推進計画の有無で何が変わってくるのでしょうか。

(委員)

- ・全庁的に事業を網羅して施策を考えることで、施策に横串を刺すことができます。また、事業を長期的に考え、期限を設けて成果を検証したりなど、事業に縦串を刺すことができます。このように、施策を縦軸横軸で考えることができるということです。

(座長)

- ・現時点で条文、条例の中身、要綱の中身で具体的なものはありますか。

(事務局：林)

- ・準備は進めておりますが、本日はお出ししておりません。

(委員)

- ・明石市などの先進的な条例を参考にして、被害者の助けになる条例をつくっていただければと思います。

(委員)

- ・来年 4 月の条例の施行であれば、要綱の中身は本年度の予算要求で金額を積み上げる部分なので、次回に要綱の中身について意見を交わせれば良いと思います。事業は最初の予算がベースになるので、予算は大きく組んでみてはと思いますが、実際に犯罪被害者の方の支援に繋がるかは、事業を始めないと分からないと思います。

(委員)

- ・我々の力だけではできることに限りがあるので、市の力を借りて、継続的な支援をできるようにしたいです。犯罪被害者の近況を 1 か月ごとに確認していますが、生活が苦しいといった声があります。そのあたりを行政でカバーできるように条例に盛り込んでほしいと思います。

(委員)

- ・活字になる際には、わかりやすい表現が望ましいです。

(委員)

- ・今回は条例の骨子案についてですが、骨子案の資料と同時に、要綱案の資料もないと、中身を検討しにくく、意見の反映が予算の要求に間に合わなくなると思います。
- ・他市では、予算計上していても決算はわずかな金額になっていると思います。当初に計上だけされていて 0 円の執行ということもあり得るので、財政的には安心されても良いと思います。

(座長)

- ・次回、8月の懇話会の時には、骨子案、そして要綱案も出していただけたと思います。この懇話会が、2回意見を聞きました、ただ会議をしましたということではなく、ここで色々な意見が出て、議論をしたことで条例がより良いものになる。そこに懇話会の意義があると思います。
- ・本日は、事務局より条例の構成と経緯等の説明があり、委員の皆さんで質問、意見交換をしました。様々な立場の委員の視点から、色々なお話を伺うことができました。
- ・他に意見がなければ本日はここまでとします。本日の議題、この会で話し合った内容、意見については、次回の懇話会で事務局から説明があるとのことですので、事務局に進行を戻します。

5 その他

(事務局：林)

- ・連絡事項（次回日程調整等）

(事務局：藤井市民部次長)

- ・本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。頂いたご意見をどこまで反映できるかという点ではありますが、できるだけ盛り込んでいくという形で進めたいと思います。要綱の具体的な支援内容についても、結果的に盛り込む盛込めないといったこともあろうかと思いますが、可能な限り盛り込む方向で検討して次回お示ししたいと思います。市としては、少しずつでも良い方向に本施策を進めたいと考えております。皆さんの意見を、推進計画の有無に関わらず、施策に盛り込むことを考えたいと思います。

(事務局：田邊生活安全課課長)

- ・次回の懇話会でお示しする要綱の内容については、皆さんが一番関心をお持ちの、どのような支援ができるかという点や、具体的な金額などの要点をお示しするというところでよろしいでしょうか。我々は、申請書や決定通知書などを全て含み、内部で審査されたものを要綱と呼んでいます。要綱そのものをお示しするのは、内部審査を要するため時間的に準備が難しいです。

(委員)

- ・箇条書きのものではなく、支援メニューの項目に留まらない具体的な中身が分かるものを提示してほしいです。様式などの通知関係は不要です。

(事務局)

- ・(意見を踏まえた資料を準備する旨を回答)

6 閉会